

## 第4次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン(素案)

発進！とっとり中部

～絆と自立、癒しと活力を育む圏域～

## 目次

※調整中 仮ページ番号を挿入しています。

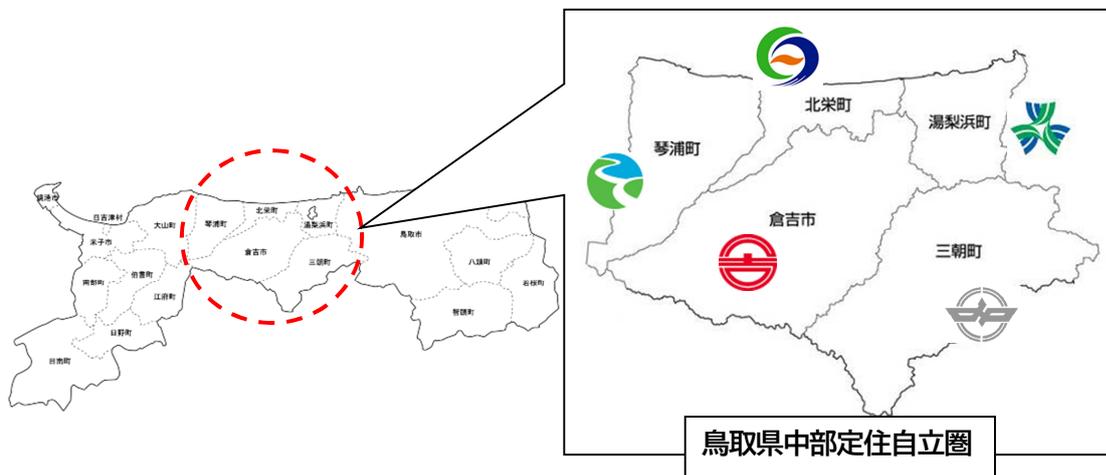
# 1 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項

## (1) 定住自立圏の名称

鳥取県中部定住自立圏

## (2) 圏域を形成する市町の名称

倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町



## (3) これまでの経緯

平成 21 年 3 月 9 日	「中心市宣言」の実施（倉吉市）
平成 22 年 3 月 31 日	「定住自立圏形成協定」の締結 ※定住自立圏の形成（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）
平成 23 年 3 月 14 日	「鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン」の策定（H23～H27）
平成 27 年 3 月 31 日	「第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン」の策定（H27～R1）
令和2年3月26日	「第3次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン」の策定（R2～R6）

## (4) 定住自立圏共生ビジョン策定の目的

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱(平成20年総行応第 39 号)及び定住自立圏形成協定に基づき、圏域全体で人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用し、地域の活性化と発展を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築することを目的として、その実現のための具体的取組等を示すものです。

令和2年3月に策定した「第3次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン」の計画期間が終了することから、引き続き圏域の課題に対応していくため、「第4次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン」を策定するものです。

## (5) 第4次定住自立圏共生ビジョンの期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とし、必要に応じて毎年度見直し及び修正を行います。

## 2 圏域の概況

本圏域は、鳥取県の中央部に位置し、周囲を山麓に囲まれ、国道や県道沿いに市街地が形成されています。また、白い砂浜と青く輝く日本海をはじめ、天神川に代表される河川、打吹山、三徳山、船上山などの山岳、東郷池、北条砂丘など、多種多様で豊かな自然環境が大きな魅力となっています。

美しい自然環境だけでなく、医療・福祉などの生活支援サービス、山陰地域の要所としての地勢、農畜産物・水産物をはじめとする彩り豊かな資源、歴史・伝統ある産業基盤、鳥取県を代表する4つの温泉地「とっとり梨の花温泉郷」のほか各市町独特の観光資源や拠点など、この圏域に備わっている各種の資源や環境は、各市町それぞれの特性を活かしながら、圏域一体となって発展してきました。

また、この圏域を構成する1市4町は、古くから文化・伝統面や経済面において深い繋がりを有しており、人と人とを結び付ける絆を大切にする風土が培われています。さらに、交通インフラの整備や情報通信網の発達により通勤、通学に加えて、医療や商業など、圏域住民の生活は広域的な結びつきを強めています。

### (1) 中心市と構成町について

#### 【中心市】

倉吉市 	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口割合 (%)	
				0～14歳	65歳以上
	272.06	46,485 (43,709)	18,309 (20,487)	12.3 (11.7)	34.5 (35.4)
<b>倉吉市の概要</b>			<b>倉吉市の魅力</b>		
<p>倉吉市は、鳥取県中部に位置し、かつては伯耆の国庁が置かれ、室町時代から続く城下町として栄えてきました。市内中心部にある打吹玉川地区は、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に指定され、土蔵や商家など古き良き街並みが残っています。</p> <p>また、市の南部には、開湯1300年、「日本の名湯100選」にも選ばれる関金温泉があります。打吹山をはじめとする豊かな自然、歴史や文化を大切に育みながら、ここに住む人が「くらしよし」を実感できるまちづくりを進めています。</p>			<p>●特産品 プリンスメロン、梨、倉吉すいか、極実西瓜、大原トマト 倉吉餅、はこた人形、陶芸品 など</p> <p>●観光地・見所 白壁土蔵群・赤瓦、打吹公園、倉吉博物館、琴櫻記念館、倉吉線鉄道記念館、緑の彫刻プロムナード、関金温泉、旧国鉄倉吉線廃線跡、小川氏庭園環翠園 など</p> <p>●イベント 倉吉打吹まつり、倉吉春まつり、アザレアのまち音楽祭、SUN-IN 未来ウォーク、倉吉せきがね里見まつり、関金御幸行列、くらし打吹流しびな など</p>		
<b>産業構造</b>					
区分	就業人口				
第1次産業	2,111人 (9.3%)				
第2次産業	5,069人 (22.4%)				
第3次産業	14,907人 (65.8%)				

\*1\_データ参照：令和2年国勢調査、令和5年度鳥取県市町村要覧、各市町住民基本台帳

\*2\_人口・世帯数・人口割合下段は、(参考値)として令和6年10月1日時点の数値を掲載

\*3\_\*1及び\*2は、P5～6について同じ

【構成町】

三朝町 	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口割合 (%)	
	233.52	6,090	2,230	0～14歳	65歳以上
		(5,823)	(2,481)	11.2 (9.4)	39.8 (41.9)
三朝町の概要			三朝町の魅力		
<p>三朝町は、昭和28年11月1日に五か村が合併して誕生しました。</p> <p>町の主要産業は観光業と農林業です。町内には「六根清浄と六感治癒の地」として日本遺産にも認定されたラドン含有量世界屈指を誇る三朝温泉と三徳山をはじめとし、小鹿溪、若杉山などの観光資源を有しています。</p> <p>そして、広大な町土を持ち、その約9割を山林が占めており、狭い谷間に沿って集落が点在しています。</p> <p>町の発足以来「豊かな湯と山の町づくり」に努力し、誰もが元気で、笑顔があふれるまちづくりを進めています。</p>			<p>●特産品 三朝神倉大豆加工品(豆腐、納豆、水煮、どら焼き、豆乳、味噌)、わさび漬、とちもち、燻製、干し柿、三徳豆腐、白狼焼、草木染</p> <p>●観光地・見所 三朝温泉(河原風呂、株湯、天然ラドン熱気浴泉「すーは一温泉」、ほっとプラ座、湯の街ギャラリー、泉娯楽場)、三徳山(投入堂、休憩舎、遥拝所)、小鹿溪、ふるさと健康むら、馬場の滝、若杉山、三朝バイオリン美術館、桜つつみ中の島公園</p> <p>●イベント 三朝温泉雛めぐり、三朝温泉花湯まつり、キュリー祭、三徳山炎の祭典</p>		
産業構造					
区分	就業人口				
第1次産業	353人 (11.7%)				
第2次産業	576人 (19.0%)				
第3次産業	2,015人 (66.5%)				

湯梨浜町 	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口割合 (%)	
	77.93	16,055	5,682	0～14歳	65歳以上
		(16,216)	(6,518)	14.1 (13.6)	32.0 (33.1)
湯梨浜町の概要			湯梨浜町の魅力		
<p>湯梨浜町は、古くから交通の要衝として栄え、天神川河口付近では中国地方最大級の古墳時代の集落跡が出土しています。</p> <p>町の中央には、山陰八景に数えられる約4km<sup>2</sup>の東郷池があり、湖底からは良質な温泉が湧きだし、多様な生物が生息しています。また海岸部には砂丘地帯が広がり、西部には平野が形成され、山地丘陵や中国山地に続く高地など、自然環境に恵まれた風光明媚な地域です。</p> <p>郷土を愛し、新しい価値観や多様性を尊重した「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」を実現します。</p>			<p>●特産品 東郷二十世紀梨、ぶどう、メロン、イチゴ、スイカ、野花梅 ハウレンソウ、柿、大豆、鶏卵、シジミ貝、ハマチ、アジ ヒラメ、岩ガキ、サザエ、白イカ など</p> <p>●観光地・見所 はわい温泉、東郷温泉、長瀬高浜遺跡、ハワイ風土記館、グラウンドゴルフのふる里公園「潮風の丘とまり」、中国庭園・燕趙園、あやめ池公園、羽衣石城跡 など</p> <p>●イベント ハワイアンフェスティバル、グラウンド・ゴルフ発祥地大会、湯梨浜夏まつり、東郷湖ドラゴンカヌー大会、ONSEN ガストロノミーウォーキング、相田市、三八市 など</p>		
産業構造					
区分	就業人口				
第1次産業	1,017人 (12.3%)				
第2次産業	1,716人 (20.7%)				
第3次産業	5,464人 (65.9%)				

【構成町】

琴浦町 	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口割合 (%)	
				0～14歳	65歳以上
	139.97	16,365 (15,883)	5,769 (6,478)	12.1 (10.8)	36.8 (38.5)
琴浦町の概要			琴浦町の魅力		
<p>琴浦町は、日本海に面し、名峰・大山の麓に位置する、農業、漁業、商工業が盛んな元気いっぱいのまちです。</p> <p>日本の滝百選に選ばれた「大山滝」やかつてこの地を訪れた後醍醐天皇とゆかり深い清泉「天皇水」など美しい水の恵みに受け、地酒のほかかまぼこ、和菓子、牛乳・乳製品、二十世紀梨、全国の品評会でも高い評価を受けた牛肉など多くの特産品であふれています。</p> <p>そして、琴浦まちづくりビジョンの将来像「ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦」の実現を目指し、魅力あるまちづくりに取り組んでいます。</p>			<p>●特産品 梨、がぶりこ西瓜、ミニトマト、ブロッコリー、芝、白葱、岩ガキ、サワラ、とっとり琴浦グランサーモン 鳥取和牛、大山ルビー豚、地酒、かまぼこ、和菓子、牛乳・乳製品 牛骨ラーメン、あごかつカレー</p> <p>●観光地・見所 大山滝、船上山、一向平キャンプ場、鳴り石の浜、光の鍔絵、波しぐれ三度笠、斎尾廃寺跡 神崎神社、河本家住宅、塩谷定好写真記念館</p> <p>●イベント 波止のまつり、白鳳祭</p>		
産業構造					
区分	就業人口				
第1次産業	1,627人 (18.9%)				
第2次産業	2,093人 (24.3%)				
第3次産業	4,807人 (55.9%)				

北栄町 	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口割合 (%)	
				0～14歳	65歳以上
	56.94	14,228 (14,150)	4,987 (5,487)	12.6 (12.3)	35.6 (36.9)
北栄町の概要			北栄町の魅力		
<p>北栄町は鳥取県の中央部に位置し、町域の約7割は田畑と山林が占める自然豊かな町です。</p> <p>環境にやさしいまち、名探偵コナンに会えるまち、歴史・文化のまち、教育のまち、健康・福祉のまちを重点に置きながら、『人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち』を目指してまちづくりを進めています。</p>			<p>●特産品 大栄西瓜、ぶどう、らっきょう、長芋(ねばりっこ)など</p> <p>●観光地・見所 コナン通り、青山剛昌ふるさと館、史跡台場、蜘蛛ヶ家山山菜の里、齋尾家住宅など</p> <p>●イベント すいか・ながいも健康マラソン、北栄砂丘まつり、青山剛昌先生と話そう DAY</p>		
産業構造					
区分	就業人口				
第1次産業	1,656人 (21.4%)				
第2次産業	1,572人 (20.3%)				
第3次産業	4,261人 (55.1%)				

### 3 圏域の将来像

#### (1) 目指すべき将来像

我が国は、東京圏への人口一極集中と少子高齢化により、本格的な人口減少社会へと突入し、地方においても、人口減少と高齢化が一層進行しています。また、デジタル化の進展や地域経済の低迷、社会保障費の増加、地球規模での環境問題、地方分権の推進など、地方自治体を取り巻く環境はより一層、複雑化・多様化しており、地方創生のさらなる充実・強化に向け、地方自治体における役割や責任はより一層重要なものとなっています。

本圏域においても人口流出等による地域活力の低下が、圏域を構成する市町にとって大きな課題となっており、これまで互いに連携・協力しながら培ってきた「圏域の絆」をさらに深め、今まで以上に地域が知恵を出し合い、創意工夫をしながら様々な圏域の課題解決に取り組み、持続可能な圏域を形成することが求められています。

鳥取県中部定住自立圏では、構成する各市町が有する都市機能や多くの地域資源、地域の多彩な魅力を最大限に活かしながら、今後さらに定住するために必要な医療や福祉、交通といった生活機能の充実、雇用の創出や観光交流など圏域内外の交流促進による地域経済の活性化を図ります。そして、圏域の一体的な発展及び魅力向上に努め、圏域からの人口流出を抑制し、圏域住民が安心かつ快適に暮らし、誰もが住み続けたいと実感できる圏域づくりを目指します。

#### (2) 圏域の人口及び高齢化率の目標値

鳥取中部定住自立圏を構成する各市町では、これまでの人口動態を分析し、将来人口の展望を、人口ビジョン等として示しています。それを踏まえ、圏域の将来人口の中長期の人口及び高齢化率の目標値について次のとおりとします。今後、各市町が持つ方向性に基づいた、魅力あるまちづくりを推進するとともに、本ビジョンに基づき各種施策に取り組むことで、圏域として中長期的な人口増加及び継続的な人口維持を目指します。

		国勢調査結果 (各年 10月1日現在)			各市町人口ビジョン目標値			
		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
人口 (人)	倉吉市	50,720	49,044	46,485	45,328	43,650	42,048	40,000
	三朝町	7,015	6,490	6,090	5,808	5,530	5,272	5,010
	湯梨浜町	17,029	16,550	16,055	15,462	15,031	14,591	14,113
	琴浦町	18,531	17,416	16,365	15,946	14,651	13,365	12,079
	北栄町	15,442	14,820	14,228	13,308	12,491	11,649	10,769
	圏域 (計)	108,737	104,320	99,223	95,852	91,353	86,925	81,971
高齢化率 (%)	倉吉市	28.2	31.6	34.5	34.7	34.8	34.4	34.3
	三朝町	32.7	36.2	39.7	39.9	39.5	38.1	37.5
	湯梨浜町	27.0	30.0	32.0	34.2	34.7	34.8	35.2
	琴浦町	31.1	34.4	36.8	38.6	40.1	41.2	42.5
	北栄町	27.2	31.0	35.6	37.8	38.9	39.0	41.0
	圏域 (計)	28.7	32.0	35.0	36.0	36.5	36.4	36.7

\*2025年以降の人口ビジョン目標値は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき各市町が策定した「地方版人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」に掲載した人口の将来展望を示す。

### (3) 圏域づくりの基本方針

圏域の将来像の実現に向けて、圏域づくりの基本方針を次のように定めます。

#### ● 美しい自然環境、多彩な地域資源を活かした圏域づくり

中部圏域は、水と緑に囲まれた豊かで美しい自然環境が大きな魅力であり、そして、この風土から歴史・伝統文化、農畜産物や水産物など、様々な地域資源が生まれています。そのため、このような有用な資源を再認識し、1市4町が一体となって、有効かつ最大限に活かす圏域づくりを進めます。また、恵まれた環境を守り、次の子どもたちの世代に誇りを持って引き継いでいけるよう、自然環境にも配慮した取組を推進します。

#### ● 安全・安心が確保された住み良い圏域づくり

住民の暮らしや生活を支える医療の基盤、福祉サービスの充実、また、教育の面での、学校教育、社会教育環境の充実を図ることで、生活の質や安心度がさらに向上するよう取り組みます。そのほか、消防や防災体制など、大規模な事故や災害などへの体制の強化、住環境への配慮など、圏域住民が安全・安心に暮らせる住みよい圏域づくりを進めます。

#### ● 活力・元気を創出する魅力ある圏域づくり

圏域の魅力の一つとなっている観光分野において、ネットワーク化を図り、広域的な観光基盤の整備を推進します。また、地域資源を活かした6次産業の創出やものづくり産業の強化など、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、圏域の強みである医療・福祉産業の伸張や新規産業の創出、企業誘致等により、一体的な産業の活性化や雇用の創出に努めることで、圏域の活力・元気を生み出す圏域づくりを進めます。

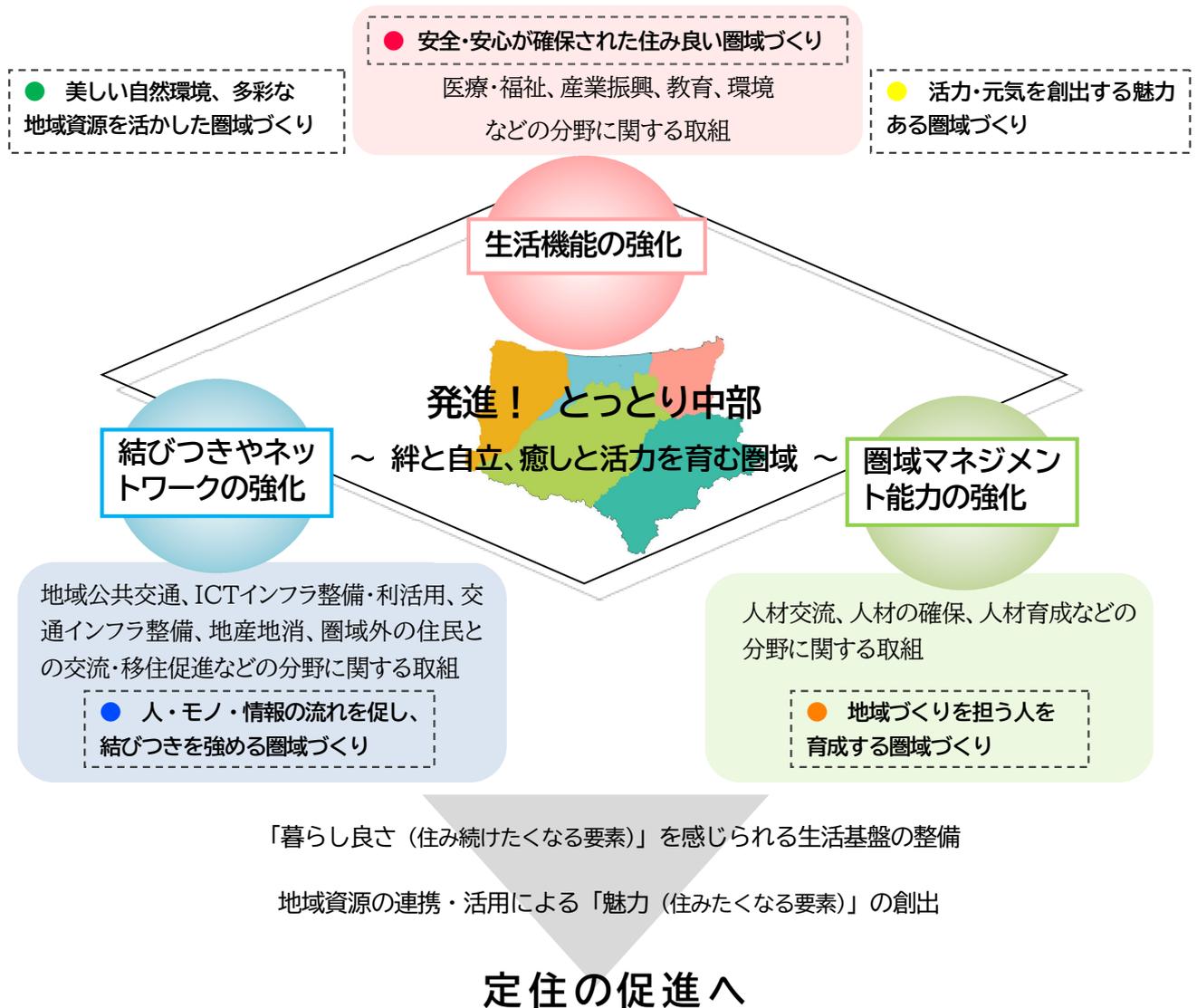
#### ● 人・モノ・情報の流れを促し、結びつきを強める圏域づくり

中部圏域は、多様なツーリズム要素のある資源や環境を備えており、様々な関係機関や団体と連携し、これらを複合的に活用していきます。また、令和7年3月の鳥取県立美術館の開館を契機に、多くの来訪が見込まれることから、圏域全体の結びつきを一層強めていきます。さらに、定住促進の取組や公共交通などのアクセス環境の充実、情報の共有と発信力の強化により、人・モノ・情報のネットワーク化の充実・強化を図り、それらの結びつきを強める圏域づくりを進めます。

#### ● 地域づくりを担う人を育成する圏域づくり

古くからの連携意識の強さから生まれた圏域内での盛んなボランティア活動やNPO活動、地域活動や助け合い活動などがさらに促進するよう、人材の育成・確保に努めます。また、そうした活動を行政・企業・学校などの取組とも一体的に連携させ、地域みんなで「中部はひとつ」の圏域づくりを進めます。また、鳥取中部ふるさと広域連合の機能を活用し、各市町の連携をより一層強化し、単独で解決できない広域的な課題に対応します。

(4) 圏域づくりの基本方針と定住自立圏構想の3つの視点を踏まえた圏域の連携イメージ



**発進！ とっとり中部**  
～ 絆と自立、癒しと活力を育む圏域 ～

---

■ **発進**・・・未来へ向かって中部圏域の皆で「さあ、やろう」という姿勢、「Let's Go(レッツゴー)」・「Start(スタート)」の声、より良い圏域づくりに挑戦するために「共に汗を流していこう」という意味を表しています。また、魅力や情報の“発信”、新しいことを始めていく“発・新”の意味も含んでいます。

■ **とっとり中部**・・・1市4町の圏域、“中部はひとつ”を表しています。

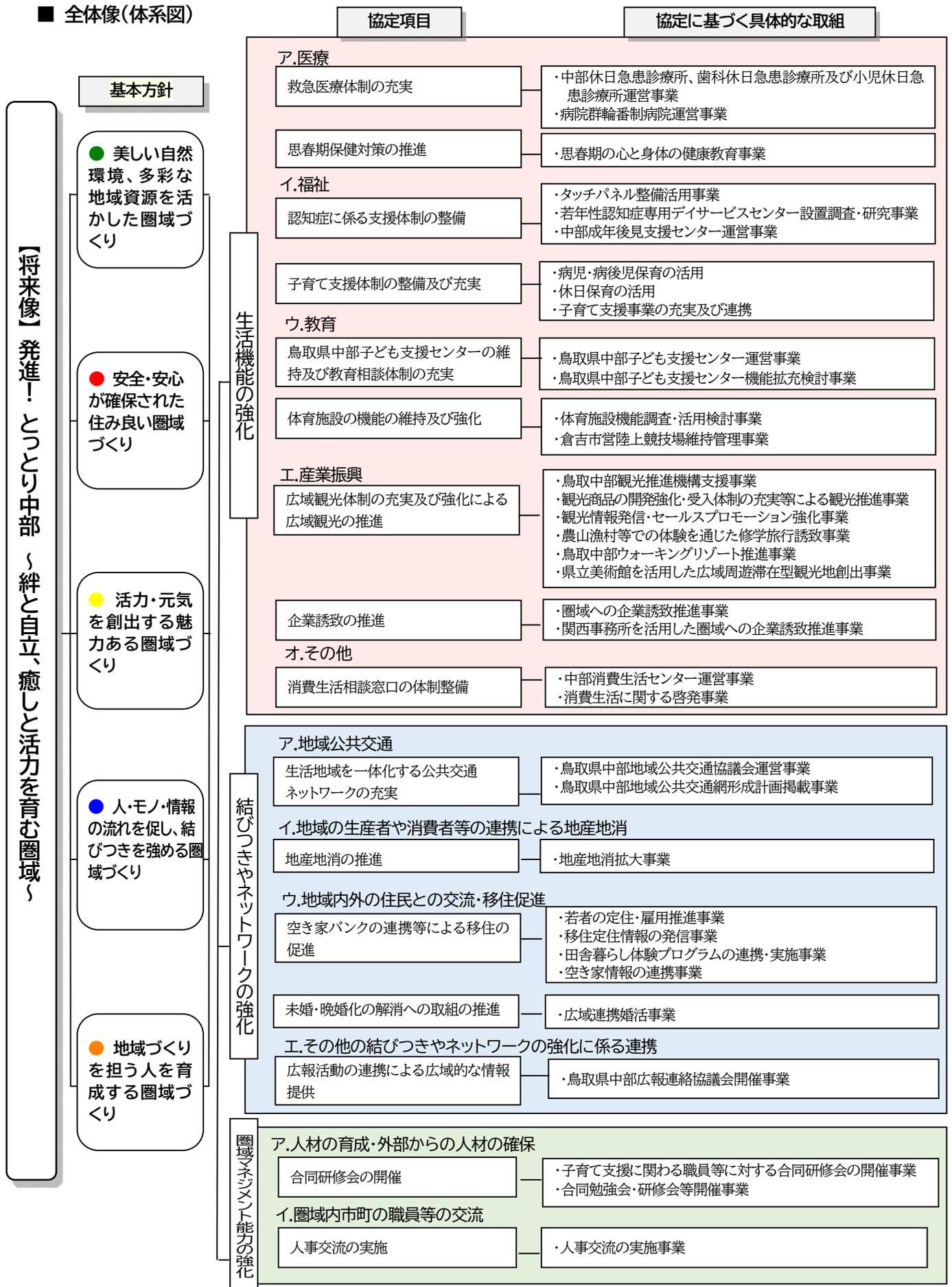
■ **絆**・・・1市4町の連携、行政と地域の協働、人と人との支え合い、圏域内外の交流、中部圏域の絆を大切にするあたたかな風土などを意味しています。

■ **自立**・・・中部にしかないアイデンティティや地域資源を活かし、現状の厳しい社会情勢の中でも、圏域全体の経済・生活の向上を図ることの宣言・決意を表しています。また、定住促進により持続可能な圏域社会の構築という定住自立圏構想そのものの目的も示しています。

■ **癒しと活力**・・・“癒し”(＝医療・福祉などの生活機能、歴史・文化、豊かな資源、風土など)と“活力”(＝産業、雇用、交流など)によって、暮らし良さと魅力を生み出していくことを意味しています。それにより、若者や子ども、圏民すべてが夢や希望を持って、元気に、生き活きと躍動することを示しています。

## 4 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組

### ■ 全体像(体系図)



## I. 生活機能の強化

### ア.医療

#### 協定項目 救急医療体制の充実

##### 1. 取組の概要

###### (1) 現状と課題

鳥取県中部圏域の救急医療体制は、初期救急医療体制と二次救急医療体制とがありますが、中部圏域には救命救急センターはなく、県立厚生病院が救命救急センターに準ずる機能を果たしています。しかし、重症熱傷等の対応困難なものについては、東部・西部へ搬送し、対応しており、当面、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善が求められています。

初期救急医療体制としては、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して、中部休日急患診療所、二次救急医療体制としては、病院群輪番制により8病院が分担して日曜日及び祝日の救急診療に対応していますが、勤務医にとって休日、夜間の勤務は負担が大きいため、救急医療に対応できる医師のさらなる確保が必要です。

###### (2) 取組の方針

鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加えて、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援と併せて夜間・休日の適正受診の周知を図ります。また、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善に向け引き続き検討を行います。

(参考)

救急告示病院(鳥取県立厚生病院・野島病院・清水病院)

病院群輪番制病院(救急告示病院+北岡病院・垣田病院・信生病院・三朝温泉病院・藤井政雄記念病院)

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における初期救急医療体制及び二次救急医療体制を、鳥取県中部医師会等と連携して維持し、及び確保するため、救急医療体制の診療機能として必要な運営及び施設、設備等の整備に対し支援を行う。
倉吉市(甲)の役割	①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。

## 2. 具体的な事業

事業名	中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業						
内容	<p>休日及び休日の夜間に発生する急病患者的の医療を確保するため、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して休日急患診療体制を維持するとともに、感染性の高い急病患者的の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して平日夜間の診療体制を確保します。</p> <p>また、初期救急医療体制の診療機能として必要な施設、設備等の整備に対する支援を行います。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。</li> <li>・広報の企画及び周知活動を行います。</li> <li>・事業に必要とされる経費の支出を行います。</li> </ul>					
	関係町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。</li> <li>・広報の企画に協力し、周知活動を行います。</li> </ul>					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		13,710	13,710	13,710	13,710	13,710	68,550
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	休日救急診療所の維持管理						
成果指標 (単位:人)	初期救急医療施設の利用者数(休日急患診療所、小児・歯科休日急患診療所)	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		3,160		1,500			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(負担額の8割)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<p>倉吉市と関係町は、休日救急診療所の運営費及び施設整備に必要な費用を負担します。</p> <p>なお、運営費については、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。また、施設整備等に要する費用負担が発生する場合については、関係市町で協議します。</p>							

事業名	病院群輪番制病院運営事業						
内容	<p>休日及び夜間における重症急病患者的の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して病院群輪番制方式による救急医療体制を維持します。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。</li> <li>・広報の企画及び周知活動を行います。</li> <li>・事業に必要とされる経費の支出を行います。</li> </ul>					
	関係町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。</li> <li>・広報の企画に協力し、周知活動を行います。</li> </ul>					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		8,454	8,454	8,454	8,454	8,454	42,270
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	病院群輪番制の維持						
成果指標 (単位:人)	二次救急医療施設(休日急患病院群輪番制)の利用者数	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		0		3,000			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(負担額の8割)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<p>倉吉市と関係町は、病院群輪番制の運営に必要な費用を負担します。なお、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。</p>							

**協定項目 思春期保健対策の推進**

**1. 取組の概要**

(1) 現状と課題

鳥取県の人工妊娠中絶の状況は、例年高く推移しており、大きな課題となっています。また、年代別にみると、20歳代の実施率が高く、それ以外の年代も全国と比べて高い状況にあり、若い世代だけではなく、全年齢を通じて考えなければならない課題になっています。

今後も、圏域の市町と県や関係機関との連携により、圏域での思春期保健対策に加え成人期への取組をさらに推進します。

(2) 取組の方針

リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(※)の概念により、人工妊娠中絶の減少に向けて関係機関と連携して、思春期の保健対策を推進する。(※ 性と生殖に関する健康と権利)

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における人工妊娠中絶、性感染症を始めとする思春期の性に係る課題を解決するため、これらの対策の充実に向けた事業を行う。
倉吉市(甲)の役割	①思春期の性に係る課題に対応する体制を充実させるための検証を行う。 ②思春期の性に係る課題に対応するために必要となる事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①思春期の性に係る課題に対応する体制を充実させるための検証に協力する。 ②思春期の性に係る課題に対応するために必要となる事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。

**2. 具体的な事業**

事業名	思春期の心と身体の健康教育事業						
内容	リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念に関する知識の普及・啓発と併せ、思春期の心と身体の発達に関する知識の普及・啓発活動を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・県及び各町、関係機関と連携して事業の企画及び連絡調整を行います。 ・圏域住民を対象とした啓発活動を行います。					
	関係町	・県及び市と連携して事業の企画及び連絡調整を行います。 ・圏域住民を対象とした啓発活動を行います。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		300	300	300	300	300	1,500
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	啓発事業					→	
成果指標(単位:%)	人工妊娠中絶率(20歳未満)	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		3.2(※R4最新値)			2.9		
成果指標(単位:%)	人工妊娠中絶率(20歳~25歳未満)	15.4(※R4最新値)			14.1		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市と関係町は、啓発事業に必要な費用を負担します。							

協定項目 認知症に係る支援体制の整備

1. 取組の概要

(1) 現状と課題

近年、要介護認定者数の増加とともに、認知症高齢者数も増加しています。出現率は、65歳以上では7人に1人、85歳以上では3人に1人といわれ、今後も認知症高齢者数は増加していくと予想されます。

こうした状況の中、認知症に対する偏見や理解不足により、周囲が困惑する症状が発生してから医療機関に相談を行うケースが多く見受けられます。このため、医療機関と連携しながら、初期の段階から適切な診断や対応を行うことのできる体制づくりが必要となっています。

また、若くして認知症になると、就労の継続が困難となり、経済的に厳しい生活状況に追い込まれ、社会的な活動ができなくなります。また、介護保険制度のデイサービスを利用しても、世代が合わないことから居場所がないと感じ、なじめない場合があります。このため、若年性認知症の人でも安心して通所ができ、生きがいを持って活動できる居場所が必要となっています。

さらに、認知症高齢者等が消費者被害や虐待を受けるケースが増加しており、認知症高齢者等が尊厳を持ち、安心して地域で生活していくためには、専門機関と連携し、サポートを行う体制づくりが必要となっています。

(2) 取組の方針

タッチパネルを利用した簡易検査で認知症を早期に発見し、医療機関との連携を図りながら適切な診断・治療を行い、認知症になっても地域で安心して暮らし続けることができるようにしていきます。

若年性認知症の人が、生きがいを持って活動できる場を提供していきます。

今後、認知症や単身の高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進を図るため中部成年後見支援センターの運営を支援し、認知症高齢者等の権利擁護を図っていきます。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における認知症に係る支援体制を整備するため、認知症を早期に発見し、医療機関等との連携を図りながら、適切な診断及び治療を行うとともに、若年性認知症の者が、生きがいを持って活動できる体制の整備及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。
倉吉市(甲)の役割	①認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら、認知症診断システムの運用を行う。 ②整備したタッチパネルを一括して管理し、及び活用する。 ③若年性認知症の者が安心して通所できるデイサービスセンター(以下「若年性認知症デイサービスセンター」という。)の設置及び運営を行う。 ④中部成年後見支援センターの運営を支援する。
関係町(乙)の役割	①甲の運用する認知症診断システムを活用する。 ②甲の管理するタッチパネルを活用する。 ③甲の設置する若年性認知症デイサービスセンターを活用する。 ④中部成年後見支援センターの運営を支援する。

## 2. 具体的な事業

事業名	タッチパネル整備活用事業						
内容	認知症の早期発見のため、購入した5台のタッチパネルを一括管理するとともに、1市4町で有効に活用します。 タッチパネルの結果から認知症の心配がある方に対しては、早期に医療機関につながるよう に医療機関と連携してフォローします。						
関係市町 及び 役割分担	倉吉市	・タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。 ・購入した5台のタッチパネルの利用調整、機器の維持管理を行います。					
	関係町	タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		25	25	25	25	25	125
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	タッチパネル の管理					→	
	タッチパネル の活用					→	
成果指標 (単位:%)	早期発見の取組達成率 =(タッチパネル簡易検査を受けた人 /65歳以上の高齢者数)× 100	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		4.17		5			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
タッチパネルの維持管理に必要な費用が生じたときは、関係市町で別途協議します。							

事業名	若年性認知症専用デイサービスセンター設置調査・研究事業						
内容	若年性認知症の人が安心して通所できるデイサービスセンターの設置等、必要な居場所づくりに向けた調査・研究を行います。						
関係市町 及び 役割分担	倉吉市	若年性認知症専用デイサービスセンター設置等に向けた調査・研究を行います。					
	関係町	若年性認知症専用デイサービスセンター設置等に向けた調査・研究に協力します。					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		0	0	0	0	0	0
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	調査・研究					→	
成果指標 (単位:-)	施策担当課長、担当者 会議の開催	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		-		実施			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
-							

事業名	中部成年後見支援センター運営事業						
内容	成年後見制度の利用の促進を図るため、平成25年4月から、1市4町で一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉に「中部成年後見支援センター」の運営を委託しています。委託先の「中部成年後見支援センター」は、成年後見制度の相談・情報提供・啓発・成年後見に関わる行政機関や関係団体との連絡調整を行っています						
関係市町及び役割分担	倉吉市	センター運営に必要な費用の応分を負担します。					
	関係町	センター運営に必要な費用の応分を負担します。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	35,500
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	センターの運営						
成果指標 (単位:件)	中部成年後見支援センターで受けた相談件数	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		76		100			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<p>関係市町は、中部成年後見支援センターの運営に必要な費用の応分を負担します。</p> <p>関係市町の負担額は、均等割、人口割、実績割で按分し、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。</p>							

協定項目 子育て支援体制の整備及び充実

1. 取組の概要

(1) 現状と課題

中部圏域の市町では、子育て支援の充実に向けて各種事業に取り組んでおり、年々施策の充実を図っています。

保育事業において、病児保育及び病後児保育は、実施施設を倉吉市に置き、圏域の1市4町で連携して実施しています。また、休日保育は、倉吉市内の私立保育所を実施施設として、1市3町で連携して実施しています。

いずれの保育事業も定員を超える利用希望のある日がありますが、保育士や看護師の人材が不足しており、利用定員を増やすことが困難な状況です。また、核家族化が進行する中、仕事と家庭が両立できる環境を整えるため、乳幼児の子育て支援施設の充実や、家事支援、学童保育などのサービスが求められています。

(2) 取組の方針

事業実施施設の機能及び市域にある既存の民間の保育機能を維持・継続させ、関係市町でその機能を利用します。利用定員の増加については、1市4町の関係者で引き続き協議を行います。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における子育て支援体制を整備し、及び充実するため、特別保育を実施し、及び拡充するとともに、子育て支援事業の充実及び連携を図る。
倉吉市(甲)の役割	①病児保育等の特別保育を実施し、及び拡充する。 ②ファミリーサポートセンター等の子育て支援事業を充実する。 ③甲の実施する子育て支援事業と乙の実施する子育て支援事業との連携を図る。
関係町(乙)の役割	①甲の実施し、及び拡充する特別保育を活用する。 ②甲の実施する子育て支援事業を活用する。

2. 具体的な事業

事業名	病児・病後児保育の活用						
内容	現在実施している倉吉市の病児・病後児保育を関係市町で利用します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児・病後児保育事業を委託により実施します。</li> <li>・市民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。</li> <li>・運営費の一部を負担します。</li> </ul>					
	関係町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。</li> <li>・運営費の一部を負担します。</li> </ul>					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	病児・病後児保育の運営					→	
成果指標(単位:人)	病児・病後児保育の利用児童数	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		600			600		病児 550 病後児 50
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
運営費:子ども・子育て支援交付金(2/3)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
費用の負担は、各市町の対象施設の入所人数及び利用人数で按分し、その都度、協議の上決定します。							

事業名	休日保育の活用						
内容	現在実施している倉吉市の休日保育を琴浦町を除く3町が利用します。						
関係市町 及び 役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日保育事業を委託により実施します。</li> <li>・市民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。</li> <li>・運営費の一部を負担します。</li> </ul>					
	三朝町 湯梨浜町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。</li> <li>・運営費の一部を負担します。</li> </ul>					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	休日保育の運営	→					
成果指標 (単位:人)	休日保育の利用児童数	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		93		100			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
子ども・子育て支援交付金(2/3)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
費用の負担は、各市町の対象施設の入所人数及び利用人数で按分し、その都度、協議の上決定します。							

事業名	子育て支援事業の充実及び連携						
内容	子育て支援事業について情報交換し、連携を図ります。						
関係市町 及び 役割分担	倉吉市	情報交換の会議を開催します。					
	関係市町	情報交換の会議に出席します。					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		0	0	0	0	0	0
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	情報交換	→					
成果指標 (単位:-)	施策担当課長、担当者会議の開催 (電子的情報交換含む)	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		実施		実施			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
-							

## ウ.教育

### 協定項目 鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実

#### 1. 取組の概要

##### (1) 現状と課題

中部圏域における小学校児童の不登校出現率は、高い水準が続いています。その原因も一層複雑化、多様化しており、福祉とも連携し一人一人に応じた支援が必要な状況が続いています。

また、中学校を卒業した後、家庭以外に居場所がなく、所謂引きこもり状態になっている青少年も見られ、本人とその家族に対する支援の必要性が高まっています。

しかし、現在、子育てや教育に関わる機関、施策はたくさんあるものの、当事者やその家族にとっては、それぞれの機関が何を担当してるのか分かりにくい状況にあるため、相談者と支援機関を適切につなぐコーディネート機能が必要とされています。

##### (2) 取組の方針

現在、1市4町で運営している鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き、不登校児童生徒やその傾向にある児童生徒に対する相談、受入等の学校復帰に向けた支援を行います。

また、現在の鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充し、当該センターに相談者と圏域の支援機関との間を迅速かつ適切に繋ぐコーディネート機能を持たせることにより、未成年者のあらゆる悩みや相談に迅速に対応し、社会的自立に向けた適切な支援の実施に繋げていきます。

(参考)

不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因、背景により、登校しない又は登校したくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものをいいます。

出現率：小学校、中学校における不登校を理由に欠席している児童及び生徒の全体に占める割合をいいます。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における教育相談体制を維持、及び充実するため、不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。
倉吉市(甲)の役割	①不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センターを維持する。 ②子ども支援センターの機能拡充を図り、複雑で多様な問題を抱えている未成年者に対する支援を行う。
関係町(乙)の役割	甲の運営する子ども支援センターを支援、活用する。

## 2. 具体的な事業

事業名	鳥取県中部子ども支援センター運営事業						
内容	鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き不登校の児童及び生徒に対する支援を継続するとともに、個々の段階に応じた学習支援、体験学習等の支援を行います。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談体制を充実し、未成年者に対する相談機能を拡充させることで、相談者と各支援機関を繋ぐ役割を担っていきます。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県中部子ども支援センターの運営を行います。</li> <li>・市民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。</li> </ul>					
	関係町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県中部子ども支援センターの運営に協力します。</li> <li>・町民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。</li> </ul>					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		13,222	13,222	13,222	13,222	13,222	66,110
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	不登校児童生徒の相談対応					→	
	不登校児童生徒の保護者の相談対応					→	
	他の相談機関とのコーディネーター業務					→	
成果指標 (単位:%)	センター利用率=(センターに通う児童生徒数+相談人数) / (不登校児童生徒数) × 100	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		10		30			
成果指標 (単位:%)	学校復帰率=(学校復帰児童生徒数) / (センターに通う児童生徒数+相談人数) × 100	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		25		40			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市と関係町は、鳥取県中部子ども支援センターの運営費を負担します。平成28年度の1市4町協議の結果、実績考慮は10%とし、今後当面この方向で進めていくことを決定しました。							

事業名	鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業						
内容	現在の鳥取県中部子ども支援センターの機能を段階的に拡充し、いじめ等の人間関係についての相談対応、また、未成年者全体に対する相談対応・受入等を行うため、中部圏域の実情に合った当該センターの職員体制、拡充する機能の内容、併せて「分教室化」について、具体的な研究及び検討を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会の設置及び運営並びに先進地の視察を行い、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。</li> <li>・検討会の検討等を踏まえ、鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画を作成します。</li> </ul>					
	関係町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会及び先進地視察に参加し、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。</li> <li>・鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画の作成に必要な協力を行います。</li> </ul>					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		55	55	55	55	55	275
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	検討会の設置及び運営					→	
	先進地視察の実施					→	
	関係機関との協議及び調整					→	
成果指標 (単位: -)	機能拡充検討会の開催	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		-		実施			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、検討会の設置及び運営に必要な費用と先進地視察に係る市職員の費用を負担します。 関係町は、先進地視察に係る町職員の費用を負担します。							

**協定項目 体育施設の機能の維持及び強化**

**1. 取組の概要**

**(1) 現状と課題**

第3種公認の倉吉市営陸上競技場は、本市のみならず中部圏域の小・中・高校生をはじめとする多くの陸上競技愛好者が練習や大会において使用していますが、現在の公認の有効期限は、令和9年5月31日までとなっています。公認を維持できないときは、現在、倉吉市営陸上競技場で開催している大会が、鳥取市や米子市の他の競技場での開催となり、中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担や利便性の低下に繋がりがり、児童・生徒等の健全育成への影響、競技力の低下、さらには、交流人口の減少等が懸念されます。

また、中部圏域には、陸上競技場の他にも野球場、ラグビー場、サッカー場、テニスコート、体育館、武道館、合宿所など数多くの体育施設がありますが、施設の機能を十分に活かしきれておらず、有効に活用されていない施設も見受けられるため、その利活用促進を図る必要があります。

さらには、圏域内の体育施設の多くで老朽化が進んでおり、施設の適切な維持管理と長寿命化に向けた対策が必要となっています。

**(2) 取組の方針**

中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担の軽減、利便性の維持を図り、競技力の向上並びに交流人口の維持・拡大を図るため、倉吉市営陸上競技場の第3種公認を維持し、引き続き公認大会を開催します。

また、施設の有効活用と圏域外からの交流人口の拡大等を図るため、圏域内にある体育施設の機能を十分に把握するとともに適切な維持管理を行い、大会の開催、誘致など利活用策の検討につなげます。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域内における体育施設の機能を維持し、及び強化するため、公認の体育施設及び大会を誘致できる体育施設(以下「公認体育施設」という。)の必要性を検討し、当該体育施設の維持及び整備を行う。
倉吉市(甲)の役割	①甲の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の区域にある第3種公認の倉吉市営陸上競技場を維持し、及び整備する。
関係町(乙)の役割	①公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の維持し、及び整備した第3種公認の倉吉市営陸上競技場の利用を促進する。

## 2. 具体的な事業

事業名	体育施設機能調査・活用検討事業						
内容	圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などを調査し、大会の開催、誘致など体育施設の利活用策を検討します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などの調査をはじめ、大会開催、誘致などに必要な体育施設、宿泊施設、交通網等の調査を行い、大会の開催、誘致などの利活用策を検討します。					
	関係町	倉吉市が行う調査、検討に協力します。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		0	0	0	0	0	0
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	調査内容の検討					→	
	調査の実施					→	
	活用策の検討					→	
成果指標 (単位:人)	体育施設等の利用者数	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		132,000		150,000			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
-							

事業名	倉吉市営陸上競技場維持管理事業						
内容	圏域全体での倉吉市営陸上競技場の利用促進を図るため、当該競技場の安全点検、補修、清掃などの施設管理を適切に行います。 また、第3種公認の維持に必要な整備を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・安全・安心して利用できる環境を整備するため、施設の維持管理を適切に行います。 ・第3種公認の維持に必要な施設整備を行います。					
	関係町	大会参加、練習などの利用促進に協力します。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		6,000	196,000	2,500	2,000	2,000	208,500
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	維持管理					→	
	公認認定			→			
成果指標 (単位:回)	倉吉市営陸上競技場の公認大会の開催数	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		7		8			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、施設の維持管理及び第3種公認の維持に必要な費用を負担します。							

協定項目 広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進

1. 取組の概要

(1) 現状と課題

鳥取西道路の開通を始めとする交通網の整備や情報化社会の進展により、観光客が行政区画の枠を超え、より多くの観光地を周遊し、さまざまな観光資源を楽しむ傾向が強くなっています。また、農林業などの田舎体験を修学旅行に希望する学校が増えています。

今後、鳥取中部への観光客や観光消費額を増やすためには、このような行動範囲の拡大や多様化する観光ニーズに対応した魅力ある広域観光ルートづくりなど、地域相互に魅力を補い、高め合うための広域的な連携が必要となっています。

また、外国人旅行者の増加に伴い、多言語による情報発信が求められています。

(2) 取組の方針

地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化する広域観光を推進し、観光客の行動範囲の拡大に対応するとともに、目的地として選択されるための訴求力の強化を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における広域観光を推進するため、広域観光体制を充実し、及び強化し、観光資源の磨き上げとネットワーク化による観光事業の充実並びに観光情報の発信及びセールスプロモーションの強化を図る。
倉吉市(甲)の役割	①一般社団法人鳥取中部観光推進機構に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ②甲の区域にある観光資源の磨き上げを行い、(一社)鳥取中部観光推進機構に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③(一社)鳥取中部観光推進機構と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。
関係町(乙)の役割	①(一社)鳥取中部観光推進機構に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ②乙の区域にある観光資源の磨き上げを行い、(一社)鳥取中部観光推進機構に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③(一社)鳥取中部観光推進機構と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。

## 2. 具体的な事業

事業名	鳥取中部観光推進機構支援事業						
内容	一般社団法人鳥取中部観光推進機構が主体的に情報発信、セールスプロモーション、着地型観光商品の開発、ネットワーク化による滞在型広域観光等の広域観光事業を実施できる体制を整備するため、必要な人的又は財政的な支援の充実を図り、もって鳥取中部における観光入込客数の増加につなげます。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。					
	関係町	各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	120,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	支援の実施					→	
成果指標 (単位:千人)	鳥取県中部エリアの観光入込客数	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		3,461			4,154		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<p>倉吉市と関係町は、(一社)鳥取中部観光推進機構の支援に必要な費用を負担します。</p> <p>なお、現在の関係市町の負担割合は、基本額に総事業費の不足額を人口割で上乘せしていますが、(一社)鳥取中部観光推進機構の支援の充実を図るために必要な事業費とその負担の基本的な考え方については、関係市町で別途協議します。</p> <p>(※上記の概算事業費は、協議会への市町負担金と広域連合からの業務委託料の合算額を示しています。)</p>							

事業名	観光商品の開発強化・受入体制の充実等による観光推進事業						
内容	<p>各市町において、「癒し」をテーマとした着地型・滞在型の観光商品及びB級グルメ・サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受入体制の充実等により、観光事業全体の充実・周遊滞在型観光地づくりの推進を図り、もって宿泊者数の増加につなげます。</p> <p>圏域の玄関口としての役割を担う「エキパル倉吉」の管理運営及び「伯耆回廊みちしるべ案内所(癒しの旅プラザ)」の管理により、圏域への来訪者に対する観光情報及び交流の場の提供等を通して観光客等の受入体制を整備し、圏域の観光拠点の強化及び集約化を図ります。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	着地型・滞在型観光商品、B級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。					
	関係町	着地型・滞在型観光商品、B級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		96,160	94,932	94,932	94,932	94,932	475,888
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	観光商品の開発等						
	観光拠点の管理運営						
成果指標(単位:千人)	鳥取県中部エリアの宿泊者数	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		491		620			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。							
関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。							

事業名	観光情報発信・セールスプロモーション強化事業						
内容	<p>各市町において、紙媒体に限らない観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図り、もって鳥取中部の認知度向上につなげます。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。					
	関係町	観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	145,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	情報発信の強化						
成果指標(単位:%)	鳥取県中部エリアの認知度・訪問意向の推移	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		24.6 (※R4 最新値)		28			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、市の事業に必要な費用を負担します。							
関係町は、町の事業に必要な費用を負担します。							

事業名	農山漁村等での体験を通じた修学旅行誘致事業						
内容	各市町の地域資源を活かした多様な体験メニューの提供や農家民泊の受入れ家庭数の拡大、宿泊施設の受入れ体制づくりを通じて、全国的な少子化の流れの中、関西圏を中心とした修学旅行の誘致及び滞在時間の延伸を図り、もって若年層の交流人口を増やします。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	修学旅行・体験旅行誘致を行う倉吉市体験型教育旅行誘致協議会への財政的な支援を行います。農家民泊の受入れ家庭の環境整備への財政的な支援を通じて、受入れ家庭の拡大を図ります。					
	関係町	倉吉市体験型教育旅行誘致協議会の取り組みを地域住民へ発信し、連携して受入れ家庭数の拡充を図ります。宿泊施設へ修学旅行受入れを実施できるか調整します。地域資源として修学旅行生に提供できる体験メニューがないか検討します。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	17,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	支援の実施						
成果指標(単位:件)	農家民泊の受入件数	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		10			10		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。							

事業名	鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業						
内容	各市町でウォーキング環境の整備やウォーキングと食・温泉・自然・文化など地域資源を結び付けた活用のほか、共通ロゴを利用した圏域一体としての情報発信等に取り組むことで、「ウォーキングリゾート」としての地域ブランディングを図り、もって鳥取中部のウォーキング人口の増加につなげます。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	ウォーキングと温泉、地域資源を活用した健康づくりに取り組み、市民や湯治客が往来する温泉地づくりの取り組みを推進します。「ウォーキングリゾート」のロゴを活用した情報発信等を行います。					
	関係町	ウォーキングリゾートロゴを活用した環境整備、情報発信等を行います。地域の資源を活用したウォーキングイベント等を開催します。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	観光商品の開発等						
成果指標(単位:千人)	鳥取県中部エリアのウォーキング人口	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		2,535			3,100		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。							

事業名	県立美術館を活用した広域周遊滞在型観光地創出事業						
内容	令和7年春に開館する鳥取県立美術館には県内外から年間約10万人の来館者が見込まれていることから、美術館と各市町における文化施設や観光資源の受け入れ環境を整備し連携させることで美術館を訪れた人を各市町へ誘客したり、各市町から美術館へ誘客する、周遊滞在型観光地づくりを進めます。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	美術館を訪れた人を隣接するエースパック未来中心(鳥取県立倉吉未来中心)、エースパックなしっこ館(鳥取二十世紀梨記念館)へ誘導するとともに白壁土蔵群、円形劇場くらしフィギュアミュージアム、小川家住宅などや周辺自治体への観光地へと誘客し周遊滞在型観光地を進めます。					
	関係町	美術館を訪れた人を各町の展示施設や観光地へと誘客するための取り組みを進めます。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		500,000	10,000	10,000	10,000	10,000	540,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	美術館周辺環境整備事業					→	
成果指標(単位:千人)	鳥取県中部エリアの観光入込客数	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		3,461			4,154		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。							

## 1. 取組の概要

### (1) 現状と課題

今後の少子高齢化、人口減少社会の到来に向けた対応は全国的な課題となっており、中部圏域においても人口減少に歯止めをかけ、圏域への人の流れを創出するためには、雇用の場の確保と地域産業の振興、圏域外からの人材獲得に向けた取組が非常に大切です。

現在、圏域の各市町が単独で企業誘致活動を行っていますが、圏域への企業誘致を実現し、雇用の創出・確保と地域産業の振興、圏域外からの人材獲得を図るためには、各市町が連携して取り組むことが必要です。

### (2) 取組の方針

進出を検討している企業に中部圏域の企業誘致の可能な土地、空工場、人材確保支援策等の情報を提供します。この取組みにより、圏域への企業誘致及び雇用創出を促進し、もって圏域の雇用を確保するとともに、圏域の活性化を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	①圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 ②企業による雇用創出を促進するため、雇用創出奨励制度を創設し、運営する。
倉吉市(甲)の役割	①圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報を集約し、乙に当該情報を提供する。 ②圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、乙の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。
関係町(乙)の役割	①甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。 ②甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、甲の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。(※③は、琴浦町に関する協定です。)

## 2. 具体的な事業

事業名	圏域への企業誘致推進事業						
内容	圏域における企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報を集約し、当該情報を活用して、圏域への企業誘致を推進します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	圏域の企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報を集約し、関係市町に当該情報を提供します。					
	関係町	倉吉市に企業誘致の可能な土地、空き店舗等の情報を提供します。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		0	0	0	0	0	0
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	情報整理						
	企業誘致						
成果指標(単位:件)	企業誘致の件数	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		0			5		
成果指標(単位:人)	企業誘致による新規正規雇用者数	0			15		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
-							

事業名	関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業						
内容	関西事務所との間で圏域の企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報及び企業訪問で得た情報を共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	圏域の企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報及び企業訪問で得た情報を関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。					
	関係町	圏域の企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報及び企業訪問で得た情報を関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		0	0	0	0	0	0
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	情報整理						
	企業誘致						
成果指標(単位:件)	関西事務所を活用した企業誘致の件数	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		0			3		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
-							

協定項目 消費生活相談窓口の体制整備

1. 取組の概要

(1) 現状と課題

近年、情報化の進展やライフスタイルの多様化等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。これに伴い、消費者にとっては商品やサービスの選択の幅が広がり、利便性の向上等も図られてきている一方で、製品事故の多発、販売方法の悪質・巧妙化等、消費者問題はますます複雑化・多様化してきています。

このような中、消費者行政施策においては、平成 21 年に策定された消費者安全法で、消費生活相談業務等における県と市町村の役割が明記され、県による専門的な相談等への対応、市町村に対する支援及び市町村による消費生活センターの設置等、消費者行政全体の強化を図ることとされました。

中部圏域では、こうした国、県の指針をふまえ、関係市町の総合計画や定住自立圏共生ビジョンとの整合性を図りながら、平成 24 年度より中部消費生活センターを圏域内の市町で共同設置し、相談窓口の機能強化の取組みをスタートさせました。これにより、市町単独では困難な高度な専門知識と処理能力をもった人材を常時複数人確保するとともに、圏域内のトラブルを一元的に監視し、被害状況等の情報共有を行うことが可能となりました。

今後は、さらなる相談体制の充実と効率化、そして住民への悪質商法等の注意喚起や啓発活動を行う等、中部消費生活センターに対する住民の認知度を高めながら圏域内で効果的に継続実施していくことが必要といえます。

(2) 取組の方針

各市町においては、単独で高度な事案を処理できる専門相談員を確保することが困難なため、圏域の各市町が共同して専門相談員を確保することで、高度な事案の処理を一元的に行います。

あわせて、最新の相談事例の紹介や悪質商法への対処法等についての啓発活動を行います。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとともに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。
倉吉市(甲)の役割	①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。

## 2. 具体的な事業

事業名	中部消費生活センター運営事業						
内容	消費生活相談に関し、高度な事案を処理できる専門相談員及び窓口を確保するため、鳥取中部ふるさと広域連合と連携し、中部消費生活センターを維持します。また、誰もが利用しやすい相談体制の充実を図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	消費生活相談窓口体制を充実させるため事業の企画を行います。					
	関係町	消費生活相談窓口体制を充実させるため事業の企画を行います。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		9,712	9,712	9,712	9,712	9,712	48,560
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	消費生活相談窓口の維持					→	
成果指標 (単位:人)	消費生活相談窓口の利用者数(各市町の消費生活に関する窓口相談件数含む)	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		417			500		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市と関係町は、施設設置に必要な施設、設備等の整備及び運営に必要な費用を負担します。なお、関係市町の負担額は、人口、相談件数等で按分することとし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。							

事業名	消費生活に関する啓発事業						
内容	消費者トラブルの未然防止と被害の拡大防止のため、中部消費生活センターと連携して、圏域住民への啓発活動を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・消費生活に関する啓発事業の企画を行います。 ・圏域住民を対象とした啓発を行います。					
	関係町	・消費生活に関する啓発事業の企画を行います。 ・圏域住民を対象とした啓発を行います。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		316	316	316	316	316	1,580
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	啓発事業					→	
成果指標 (単位:件)	圏域住民を対象とした消費啓発事業の実施件数	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		10			20		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、啓発事業に必要な費用を負担します。 関係町は、啓発事業に必要な費用を負担します。							

当該協定項目に係る取組概要及び具体的な事業（P.33～35）については、現在策定を進めている「鳥取県中部地域公共交通計画」（令和7年3月策定予定）の内容を踏まえているため、「鳥取県中部公共交通計画」の策定状況により、本パブリックコメント実施後においても、内容が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

## II. 結びつきやネットワークの強化

### ア.地域公共交通

協定項目 生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実

#### 1. 取組の概要

##### (1) 現状と課題

中部地域の公共交通ネットワークは、一般乗合バス路線を軸に、地域の中心地である倉吉市から市内を通して隣接の4つ自治体へ放射線状に伸びる広域・長大路線を中心に構成されていることから、市内ではバス路線の重複により非効率な運行となっています。加えて、急速な人口減少・少子化の進行による高校生生徒数の減少や高校生の自家用車送迎の日常化、免許保有率の上昇等により、バス利用者数は減少傾向で推移しています。この傾向は今後も続くと予想され、広域路線・長大路線の多さと相まってバス運行の収支率は低下傾向にあり、地域全体として補助金の負担が増大していることから、交通DX・GXを推進し、データ活用によるバス路線の効率化や公共交通全体の利便性向上を図る必要があります。

また、高齢運転者による事故の増加を受け、運転免許証の自主返納の促進や免許更新時の認知機能検査の導入等の動きが進み、各市町では、運転免許証を返納した高齢者等に対し、公共交通機関の回数券の交付等の取り組みをはじめ、広域・長大路線である幹線と中山間地域の集落等を結ぶ交通手段として、コミュニティバスや乗合タクシーなど地域の实情にあった公共交通の導入が進めていますが、中山間地域を中心に移動不便地域・交通空白地が未だ多く存在しており、通院や買物のために高齢となっても免許を返納することができないケースも見受けられ、多様な移動手段の確保による中山間地域を中心とした移動不便地域・交通空白地の解消が急務となっています。

さらに、公共交通を担う交通事業者側においても、バス・タクシーのドライバーの高齢化、厳しい労働環境等による求人申込みの減少や2024年問題によるドライバーの不足等により、公共交通の維持が困難な状況になりつつあり、若年層や女性でも勤務しやすい労働条件・待遇等の改善や日本版ライドシェアの積極的な活用によるドライバーの確保等により運行体制の安定化を図る必要があります。

国内外からの観光需要を地域で取り込み、地域経済の活性化に繋げていくためには、鉄道、バス、レンタサイクルなど観光目的に応じた多様な移動手段の充実と移動のシームレス化を図りつつ、キャッシュレス決済の導入、待合環境の整備や案内表示の多言語対応などインバウンドや観光に対応した利用環境の充実を図る必要があります。

##### (2) 取組の方針

令和7年3月に策定した鳥取県中部地域公共交通計画に基づき、次の3点を取組の基本方針とします。

###### ①持続可能な運行体制の確立

###### ○ バス路線の効率化

乗降データを分析することにより、利用が少ない便の統合・再編やルート変更、重複路線の改善を図り、バス路線の運行の効率化を図ります。

###### ○ 多様な運行の担い手確保

全国的に課題となっている公共交通の担い手不足に対応するため、若年層や女性ドライバー確保のための就業条件・職場環境の改善や、日本版・公共ライドシェアの活用等を検討し、多様な運行の

担い手確保を図ります。

## ②移動ニーズに適応した運行体制の充実

### ○ 地域内交通の充実

幹線となる鉄道や広域バス路線を維持しつつ、支線については各市町において新たな移動ニーズに対応した多様な移動手段の導入を検討し、市町単位や集落単位での地域内交通の充実を図ります。

### ○ 快適な通学環境の整備

公共交通によるスムーズな登下校ができるよう、運行ルート、ダイヤ、バスと鉄道との接続、バス同士の接続を改善し、学生の快適な通学環境の整備を進めます。

### ○ 観光移動環境の充実

日本人観光客やインバウンドの移動利便性向上を図るため、新たな移動手段の導入、分かりやすい案内看板への改善・多言語化等に取り組みます。

## ③まちづくりとの共創・交通 DX 推進による利便性向上

### ○ 公共交通と他分野との共創

従来の公共交通の枠にとどまらず、福祉、教育等の様々な分野と連携した取組を行い、交通を基軸としたまちづくりを進めます。

### ○ 交通 DX・GX の推進と公共交通利用促進

キャッシュレス決済の導入など交通 DX を進めるとともに、運行に関する情報提供の充実、待合環境の向上等を図り、公共交通を利用しやすい環境整備を推進します。また、あらゆる機会を捉え、継続的に公共交通利用促進運動を展開します。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実で暮らし易やすさを実現し、いつもまでも住み続けられる中部地域とするため、路線バスの再編とニーズに対応した公共交通の導入、及び利用促進を行う。
倉吉市(甲)の役割	①圏域における公共交通に関する協議会(以下「公共交通協議会」という。)を運営し、路線バスの再編とニーズに対応した公共交通の導入と、及び利用促進に必要な調査及び研究を行い、その基本方針等を定めた地域公共交通網形成計画(以下「公共交通網形成計画」という。)を推進する。 ②公共交通事業者と連携して、甲の区域における公共交通体系の構築に関する調整を行う。
関係町(乙)の役割	①公共交通協議会に参加し、公共交通網形成計画を推進する。 ②公共交通事業者と連携して、乙の圏域における公共交通体系の構築に関する調整を行う。

## 2. 具体的な事業

事業名	鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業						
内容	当該協議会が策定した「鳥取県中部地域公共交通計画」の実施に係る連絡調整及び計画見直しを行うため、当該協議会を運営します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	鳥取県中部地域公共交通協議会の事務局として、当該協議会を運営します。					
	関係町	鳥取県中部地域公共交通協議会の構成町として、当該協議会の運営に協力します。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		450	450	450	450	450	2,250
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	協議会の運営					→	
成果指標 (単位: -)	協議会の開催	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		実施			実施		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市と関係町は、事業の実施に必要な費用を負担します。なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 ※地域公共交通計画については、国及び県の補助金により策定。							

事業名	鳥取県中部地域公共交通計画掲載事業						
内容	鳥取県中部地域公共交通計画に基づき、関係市町を事業主体として事業を実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・当該協議会の事務局として、計画に基づく取組を推進します。 ・当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。					
	関係町	当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		(鳥取県中部地域公共交通計画に基づく事業の内容及び事業費)					
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	事業の実施	(必要に応じて実施)					
成果指標 (単位: %)	路線バスの収益率	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		34.0			50.0		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市と関係町は、事業の実施に必要な費用を負担します。なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 ※地域公共交通計画については、国及び県の補助金により策定。							

## イ.地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

### 協定項目 地産地消の推進

#### 1. 取組の概要

##### (1) 現状と課題

従前から農業は、圏域の主要産業として重要な役割を果たしてきていますが、経済情勢や気象などの影響により、経営が不安定となりやすいなど、農業を取り巻く環境は厳しく、農家数は年々減少傾向にあります。

さらに、農家数の減少や高齢化による担い手不足によって、耕作放棄地が年々増加傾向にあり、適切な維持管理ができない農地が増加し、本来農地が有する農作物の生産性や景観形成、災害防止等の多様な機能の低下を招いています。

農地が保有する機能を維持するとともに、定住のキーワードである「就業」の場を確保するため、農業の振興を図ることは極めて重要であり、その一つの手段として、圏域の関係者が一体となって、地産地消の取組を推進する必要があります。

##### (2) 取組の方針

圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者が地産地消に関して共通認識を持った上で、それぞれがその役割を果たしつつ、相互に連携・共同して地産地消を推進します。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における地産地消を推進するため、地産地消に関する情報を共有し、関連する事業を行う。
倉吉市(甲)の役割	圏域の地産地消の関係者と連携して、甲の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。
関係町(乙)の役割	圏域の地産地消の関係者と連携して、乙の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報発信等を行う。

## 2. 具体的な事業

事業名	地産地消拡大事業						
内容	圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者による地産地消に関するイベントとして、「中部発！食のパラダイスフェスタ」をはじめ、地産地消交流会(琴浦町)、すいか・ながいも健康マラソン大会(北栄町)、ほくえい味覚めぐり(北栄町)などの地産地消に関するイベントを継続実施します。						
関係市町 及び 役割分担	倉吉市	地産地消に関するイベントを開催します。					
	関係町	地産地消に関するイベントを開催します。					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	イベントの開催					→	
成果指標 (単位:人)	中部発！食のパラダイス フェスタ来場者数	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		30,600			30,000		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<p>「中部発！食のパラダイスフェスタ」については、関係市町が、標準財政規模、人口を元に按分・算出し、それぞれが負担します。</p> <p>倉吉市は、市の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。</p> <p>関係町は、町の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。</p> <p>なお、関係市町で開催する新規イベントに必要な費用は、関係市町で協議します。</p>							

## ウ.地域内外の住民との交流・移住促進

協定項目 空き家バンクの連携等による移住の促進

### 1. 取組の概要

#### (1) 現状と課題

中部圏域の人口減少・少子高齢化は急速に進んでおり、今後も人口の低密度化は加速することが予想され、人手不足・担い手不足による地域経済の衰退、空き家や耕作放棄地の増加、コミュニティ活動の衰退などの問題が顕著になっています。特に、高校卒業を機に圏域外への進学や就職により、圏域内では若年層の転出超過の状況もあり、都市部を中心とした圏域外への若者の流出の食い止めが課題となっています。

近年では、ライフスタイルや働き方の多様化が進み、田舎や地方での暮らしが見直されつつあり、またライフステージの変化を機に地方へ UJ ターンする人も増加する傾向にありますが、人口減少に歯止めをかけ、都市部からの人の流れを創出し、活力ある地域づくりを維持するために、圏域における移住定住施策を積極的に推進する必要があります。特に、進学等で圏域を離れた若者の回帰を促し、若者の地元定着率を向上させるため、雇用や生活環境の確保など若年層が定住しやすい環境づくりに向けた取組は急務です。

今後、人口減少社会に対応した体制をつくり、着実に中部圏域への移住定住に結び付けるための施策を、圏域内の市町が連携して取り組んでいく必要があります。

#### (2) 取組の方針

移住定住の促進には、「移住地の情報収集」、「雇用の場の確保」、「住居の確保」、「移住・交流の体験」は重要な要素となります。また、若年層の転出抑制や離職率改善も重要であることから、各市町間で連携して、「移住情報の発信」、「就職支援」、「就職及び大学進学等に伴う居住支援」、「空き家情報の連携」、「田舎暮らし体験ツアーの連携・実施」等の取り組みを行い、圏域内への移住定住促進と圏域外への転出抑制を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域外から圏域内への移住を促進するため、圏域への移住施策の連携を図るとともに、圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。
倉吉市(甲)の役割	①甲の行う空き家バンク等の移住施策と乙の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。
関係町(乙)の役割	①甲の行う空き家バンク等の移住施策と乙の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。

## 2. 具体的な事業

事業名	若者の定住・雇用推進事業						
内容	圏域を構成する市町、企業、学校等が連携し、情報発信や企業説明会開催、各種支援制度の実施等により、若年層の圏域内へ移住定住、就職促進による雇用確保、人材育成等を推進するための取組の充実を図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	関係町と連携し、若者の圏域外流出抑制及び流入促進を図るため、高校生、大学生等の圏域内就職促進に向けた各種事業や企業説明会等の実施及び周知に取り組めます。					
	関係町	中心市と連携し、若者の圏域外流出抑制及び流入促進を図るため、高校生、大学生等の圏域内就職促進に向けた各種事業や企業説明会等の実施及び周知に取り組めます。					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	事業実施					→	
成果指標 (単位:人)	企業説明累計参加者数	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		160			500		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、市の事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の事業に必要な費用を負担します。							

事業名	移住定住情報の発信事業						
内容	中部圏域に特化した移住相談会等に関西都市圏などで開催します。 中部圏域の各市町が移住定住に係る情報をウェブサイトなどにより相互に共有及び活用し、相談者のニーズにより幅広く対応できるようにします。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種事業を企画調整し、関係町と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組みます。</li> <li>合同相談会において、構成町及び関係機関との調整や取りまとめを行います。</li> <li>合同移住ガイドブックの作成においては、企画・情報収集、編集を行います。</li> <li>自らの移住定住促進サイトの管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。</li> </ul>					
	関係町	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心市と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組みます。</li> <li>合同相談会及び合同移住ガイドブックの作成において、役割分担を確認しながら協力して対応します。</li> <li>自らの移住定住促進サイトの管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。</li> </ul>					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	移住情報等の発信					→	
成果指標(単位:人)	移住相談会の相談者数	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		259		300			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
鳥取県移住定住推進交付金(1/2:上限30万円)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、市職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。 関係町は、町職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。							

事業名	田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業						
内容	圏域の魅力ある地域資源を活用した田舎暮らし体験ツアーを連携して実施することにより、移住する動機(きっかけ)作りを行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	ツアー実施のための企画、運営、調整、広報等を行います。					
	関係町	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心市の活動に協力し、連携して事業実施を図ります。</li> <li>ツアー実施のため役割分担を確認しながら協力して対応します。</li> </ul>					
概算事業費	年度別(千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		50	50	50	50	50	250
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	体験ツアーの実施					→	
成果指標(単位:人)	圏域外から圏域内に移住した人数	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		716		900			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
鳥取県移住定住推進交付金(1/2:上限500万円)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、田舎暮らし体験ツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 関係町は、協力する田舎暮らし体験ツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。							

事業名	空き家情報の連携事業						
内容	中部圏域の各市町が互いの空き家情報を適時共有及び活用し、相談者のニーズにより幅広く対応できるようにします。公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部とも連携を図り、空き家情報の集約及び円滑な仲介を行うことができるようにします。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの空き家情報のサイトの物件登録等に係る管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。</li> <li>・(公社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との協定により、空き家情報の集約等を行います。</li> </ul>					
	関係町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの空き家情報のサイトの物件登録等に係る管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。</li> <li>・(公社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との協定により、空き家情報の集約等を行います。</li> </ul>					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		0	0	0	0	0	0
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	空き家情報の連携					→	
成果指標 (単位:件)	圏域外移住者の空き家バンク成約数	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		75		90			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
-							

## 1. 取組の概要

### (1) 現状と課題

近年、日本では晩婚化の傾向にあり、全国的に初めて結婚する平均年齢は2020年時点で男性が31.0歳、女性が29.4歳となっており、2000年と比べると男女とも2.0歳以上結婚の平均年齢が上昇しています。また、50歳時の未婚率についても2000年には男性で12.57%、女性で5.82%であったものが、2020年時点には男性で28.25%、女性で17.85%と、著しく上昇しています。(※国立社会保障・人口問題研究所調)

これは、近年の経済情勢の変動、女性の社会進出、ライフスタイルや価値観の多様化などによる、日本人の結婚に対する価値観が大きく変化したことによるものなどが、その原因と思われますが、この傾向は鳥取県中部圏域においても同様に見られるものです。

また、晩婚化、未婚率の上昇は、人口の減少及び少子高齢化に与える影響が非常に大きく、圏域の将来を考える上で絶対に無視することができない問題であり、各市町に共通した課題です。

また、人口減少により、地域の賑わいが失われつつあり、住民同士が交流する機会が減少し、地域コミュニティの維持が困難になるなど、住民同士の繋がりが益々希薄になっていく中で、結婚を希望する独身男女の出会い、成婚に至る機会は、今後益々失われていくことが予想されることから、行政、地域、民間事業者等が協力し、出会いの機会の提供など、継続的に未婚・晩婚化の解消のための取組を講じていくことが求められています。

そのため、圏域の各市町では、婚活パーティー、セミナーの開催、イベントを主催する地域団体、民間事業者等への補助などの対策を行っていますが、対象者の地元イベント参加への抵抗感などから、参加者が集まらず、目立った成果に繋がらないという状況にあります。

このことから、広域連合において圏域の各市町がそれぞれで行っていたイベント等の共同化や、関係情報の共有化を図り、イベントの対象範囲を広げ、イベント参加への抵抗感を解消し、より多くの参加者を集めることにより出会いの機会の質の向上を図るなど、圏域でのスケールメリットを生かした取組を今後も進めていく必要があります。

### (2) 取組の方針

未婚・晩婚化の解消に向けた関係イベント及びセミナー、イベント等を主催する民間事業者等への補助制度など、各市町がそれぞれ行う取組の情報を共有し、相互に発信することで、効果的な事業のPRを行い、イベント等の参加者の増加を図ります。

また、広域連合において各市町がそれぞれ行っていたイベント等を集約して開催し、対象範囲を広げ、イベント参加への抵抗感を解消し、より多くの参加者を集めることにより、出会いの機会の質の向上を図るなど、圏域でのスケールメリットを生かした取組を継続し成婚者を増加させます。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における未婚・晩婚化の解消に向けた取組を効果的に推進するため、関係するイベント、セミナー等の施策を連携して実施する。
倉吉市(甲)の役割	①乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 ②乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。
関係町(乙)の役割	①甲の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 ②甲及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。

## 2. 具体的な事業

事業名	広域連携婚活事業						
内容	未婚・晩婚化の解消のため、婚活イベント、セミナー等を各市町・民間企業で共同して企画し、実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・関係町が単独で行う事業について、連携して広報します。 ・各町と共同して婚活イベント等を企画・実施します。					
	関係町	・関係市町が単独で行う事業について、連携して広報します。 ・各市町と共同して婚活イベント等を企画・実施します。					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	連携広報					→	
	婚活イベントの共同実施					→	
成果指標 (単位:件)	婚活イベント、セミナー等の参加者同士の成婚組数	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		1			3		
成果指標 (単位:%)	婚活イベント、セミナー等の参加者同士のカップル成立割合	48			40		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
令和7年度:結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金(県1/2) 令和8年度~(予定):地域少子化対策重点推進交付金(国庫2/3)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
-							

## 工.その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携

協定項目 広報活動の連携による広域的な情報提供

### 1. 取組の概要

#### (1) 現状と課題

圏域の交流人口の拡大と人口の定住に繋げていくためには、圏域内の各自治体が連携して、様々な広報媒体を有効に活用し、圏域内外の住民に向け、圏域の情報や魅力を広く発信、提供していく必要があります。現状では圏域内の情報共有や圏域外への情報発信のための取組は十分には行っていない状況です。

今後、さらに、圏域内外への日常的な情報共有や交流の促進、活発な情報発信による圏域の一体感や魅力の向上のため、各市町の継続した連携強化を図る必要があります。

#### (2) 取組の方針

圏域自治体の広報紙、ウェブサイト、SNS、ケーブルテレビ等の媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に定住自立圏の取組等の圏域の情報を提供します。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を周知するため、保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供するとともに、圏域のケーブルテレビ放送を活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供する。
倉吉市(甲)の役割	①甲の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。 ②甲の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。
関係町(乙)の役割	①乙の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。(※①は、三朝町、琴浦町及び北栄町に関する協定です。) ②乙の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。

## 2. 具体的な事業

事業名	鳥取県中部広報連絡協議会開催事業						
内容	圏域内の各自治体の様々な広報媒体を有効に活用し、連携して充実した情報発信を行うため、鳥取県中部広報連絡協議会において、とりわけウェブサイト、SNS、ケーブルテレビ等の電子的媒体を積極的に活用した圏域情報の発信強化や充実に資する取組について検討や連携していきます。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	鳥取県中部広報連絡協議会を企画、開催し、効果的で一体感のある圏域情報の発信強化や充実に資するための連携及び検討を行います。					
	関係町	鳥取県中部広報連絡協議会に参加し、効果的で一体感のある圏域情報の発信強化や充実に資するための連携及び検討を行います。					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		0	0	0	0	0	0
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	協議会の開催					→	
	情報発信強化充実に資するための企画・連携					→	
成果指標 (単位:件)	圏域で連携した情報発信件数	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		0		12			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市と関係町は、協議会の運営に必要な費用を負担します。 なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。							

### III. 圏域マネジメント能力の強化

#### ア. 人材の育成・外部からの人材の確保

##### イ. 圏域内市町の職員等の交流

協定項目	合同研修会の開催
協定項目	人事交流の実施

#### 1. 取組の概要

##### (1) 現状と課題

住民ニーズの多様化や人口減少・少子高齢化等の社会情勢の変化に的確に対応し、圏域内の地域資源を有効活用し、圏域全体の魅力向上や発展及び持続可能な地域づくりに向けた取組を進めていくためには、市町の枠を越え、圏域内における実効性の高い施策の実行やマネジメント能力の向上が重要です。そのために、圏域内職員の交流の活性化や政策立案能力等の向上を図るための合同研修会の開催や相互参加を実施し、互いの市町への理解を深め、圏域マネジメント能力強化や圏域職員の資質向上に努める必要があります。

人事交流については、定住自立圏共生ビジョンの中での実施については未着手となっていますが、現在は中部ふるさと広域連合の機能を最大限に活用し、中部圏域の職員の相互派遣による人事交流を実施しています。また、圏域外においても、鳥取県、鳥取県後期高齢者医療広域連合等との人事交流を実施しており、圏域内外のネットワーク化を図り、医療・福祉など様々な分野でマネジメント能力の向上が図られています。

##### (2) 取組の方針

圏域のマネジメント能力の強化を図るため、合同研修会の開催、外部の専門人材の活用、人事交流を実施します。

職員の人事交流については、本ビジョンの中で、定住自立圏の各政策分野の取組に必要な場合、関係市町と協議の上、実施します。実施にあたっては、効率的で効果的な人事行政の運営を進め、広域連合等の機能を活用して有機的なマネジメント能力の強化を行います。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	①生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野(以下「前記の政策分野」という。)の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、甲及び乙の職員等に対する合同研修会を開催する。 ②前記の政策分野の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、専門的な知識等を有する人材(以下「専門人材」という。)を確保し、圏域全体で活用する。 ③前記の政策分野の取組に必要な甲及び乙のマネジメント能力を強化するため、人事交流を行う。
倉吉市(甲)の役割	①前記の政策分野の取組に必要な人材の育成に係る合同研修会を開催し、乙の参加の機会を提供する。 ②前記の政策分野の取組に必要な専門人材を確保し、活用する。 ③乙と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。
関係町(乙)の役割	①甲の開催する合同研修会を活用する。 ②甲の確保した専門人材を活用する。 ③甲と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。(※③は、琴浦町及び北栄町に関する協定です。)

## 2. 具体的な事業

(協定項目: 合同研修会の開催)

事業名	子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業						
内容	子どもの発達支援についての研修会を合同で開催します。						
関係市町 及び 役割分担	倉吉市	研修会を企画立案し、開催します。					
	関係町	研修会の運営に協力します。 研修会に参加します。					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		400	400	400	400	400	2,000
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	研修の企画・立案						
	研修会の開催						
成果指標 (単位:人)	合同研修会参加者数	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		-		100			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金(国庫1/2)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、合同研修会の費用を負担します。							

事業名	合同勉強会・研修会等開催事業						
内容	圏域内の職員の資質向上及び政策形成能力、マネジメント能力等の向上を図るための合同勉強会及び研修会等(以下「合同研修会等」といいます。)並びに地域課題の解決や圏域の振興及び発展に資する合同研修会等を合同で開催します。						
関係市町 及び 役割分担	倉吉市	圏域で実施することが効果的な合同研修会等を企画、開催するほか、各市町で開催する合同研修会等への相互参加を実施します。					
	関係町	合同研修会等の運営及び相互参加に取り組みます。					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		100	100	100	100	100	500
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	合同研修会等の企画・立案						
	合同研修会等の開催						
成果指標 (単位: -)	合同研修会等の開催	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)		備考	
		-		実施			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
-							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市と関係町は、合同研修会等の費用を負担します。							

(協定項目:人事交流の実施)

事業名	人事交流の実施事業						
内容	生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の取組に必要な圏域のマネジメント能力を強化するため、必要の都度、関係市町が協議の上、職員の人事交流を実施します。						
関係市町 及び 役割分担	倉吉市	必要の都度、関係町と協議し、職員の人事交流を実施します。					
	琴浦町 北栄町	必要の都度、関係町と協議し、職員の人事交流を実施します。					
概算事業費	年度別 (千円)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
		—	—	—	—	—	—
実施期間	取組内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
	合同研修会等 の企画・立案					→	
成果指標 (単位:人)	人事交流の実施	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		備考
		—			—		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
—							

## 5 今後の検討課題

このビジョンを策定する過程において、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会やパブリックコメントを通じて、中部圏域の将来像の実現に向けた課題や必要な取組に関する意見がありました。

その中には、各市町がそれぞれの考え方のもと個別に取り組んでいく必要のあるもの、鳥取中部ふるさと広域連合で取り組むべきもの、関係市町の間で協議に時間を要するもの、現状の関連制度や技術などの状況から将来的に取組を検討するべきものなど、このビジョンに基づく取組として直ちに反映することが難しいものもあります。

このビジョンは、必要に応じて具体的な取組を評価し、内容の検討を行っていくこととしており、これらの意見については、「今後の検討課題」として整理し、引き続き、緊急性や重要性、優先順位などを考えていきます。その中で、圏域全体の課題解決に向けた取組として実施に向けた現実的な課題などを整理しながら、実施の要否、具体的な実現方法などの検討を行っていきます。

なお、この検討に当たっては、民間、地域の関係者などの意見を踏まえて、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会による検討、関係市町との協議や鳥取中部ふるさと広域連合との調整を行いながら進めていきます。

# ■今後の検討課題(具体的な取組の体系図)

## ■今後の検討課題(具体的な取組の体系図)

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

	定住自立圏構想推進要綱 (政策分野)	定住自立圏形成協定 (協定項目)	定住自立圏共生ビジョン (協定に基づく具体的な取組)	実施主体			
				市町単独	連携	広域連合	
1. 生活機能の強化	ア. 医療	◆救急医療体制の充実	・ 中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業 ・ 病院群輪番制病院運営事業 ・ 三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善			○	
		◆思春期保健対策の推進	・ 思春期の心と身体の健康教育事業		○		
		◆地域医療体制の充実	・ 在宅医療体制の整備 ・ 通院手段の確保(福祉移送サービス等との連携)				
	イ. 福祉	◆認知症に係る支援体制の整備	・ タッチパネル整備活用事業 ・ 若年性認知症専用デイサービスセンター設置調査・研究事業 ・ 中部成年後見支援センター運営事業		○		
		◆子育て支援体制の整備及び充実	・ 病児・病後児保育の活用 ・ 休日保育の活用 ・ 子育て支援事業の充実及び連携		○		
	ウ. 教育	◆鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	・ 鳥取県中部子ども支援センター運営事業 ・ 鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業		○		
		◆体育施設の機能の維持及び強化	・ 体育施設機能調査・活用検討事業 ・ 倉吉市営陸上競技場維持管理事業		○		
		◆体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進	・ 各種生涯学習施設の機能調査・利用促進の検討				
	エ. 産業振興	◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進	・ 鳥取県中部観光推進機構支援事業 ・ 観光商品の開発強化・受入体制の充実等による観光推進事業 ・ 観光情報発信・セールスプロモーション強化事業 ・ 農山漁村等での体験を通じた修学旅行誘致事業 ・ 鳥取県中部ウォーキングリゾート推進事業 ・ 県立美術館を活用した広域同遊滞滞型観光地創出事業		○		
		◆企業誘致の推進	・ 圏域への企業誘致推進事業 ・ 関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業		○		
◆産業基盤の強化・充実		・ 物販等のセールスプロモーションの強化 ・ 中心市街地活性化の推進					
オ. その他	◆消費生活相談窓口の体制整備	・ 中部消費生活センター運営事業 ・ 消費生活に関する啓発事業			○		
環境	◆環境保全の推進	・ 自然環境の保護・保全 ・ 低炭素社会の構築(カーボン・オフセット等の取組) ・ 地域ぐるみによる環境関連活動の推進					
2. 結びつきやネットワークの強化	ア. 地域公共交通	◆生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実	・ 鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業 ・ 鳥取県中部地域公共交通網形成計画掲載事業		○		
	イ. 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	◆地産地消の推進	・ 地産地消拡大事業		○		
	ウ. 地域内外の住民との交流・移住促進	◆空き家バンクの連携等による移住の促進	・ 若者の定住・雇用推進事業 ・ 移住情報の発信事業 ・ 田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業 ・ 空き家情報の連携事業		○		
		◆未婚・晩婚化の解消への取組の推進	・ 広域連携婚活事業		○		
		◆交流による賑わいの創出づくり	・ 交流の場や機会の提供(イベントなど) ・ 情報発信力の強化				
	エ. その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携	◆広報活動の連携による広域的な情報提供	・ 鳥取県中部広報連絡協議会開催事業		○		
	ICTインフラ整備	◆ICT利活用の推進	・ ICTの活用による圏域情報の発信力の強化 ・ ICTの活用による生活支援サービスの充実				
	3. 圏域マネジメント能力の強化	ア. 人材の育成・外部からの人材の確保	◆合同研修会の開催	・ 子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業 ・ 合同勉強会・研修会開催事業		○	
		イ. 圏域内市町の職員等の交流	◆人事交流の実施	・ 人事交流の実施事業		○	
		その他の連携	◆圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上	・ 若者と地域の絆を作る活動の場・機会の提供			

## 資料

### 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

#### (設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。)第6に規定する定住自立圏共生ビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、又は変更するに当たり、ビジョンの内容について民間、地域の関係者等の意見を幅広く反映するため、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更のために必要な事項を検討する。

#### (組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 推進要綱第5に規定された政策分野に関係する者
- (2) 圏域の住民の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 懇談会の会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、懇談会に諮って非公開とすることができる。

#### (部会)

第7条 懇談会における検討を補助するため、懇談会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会の委員は、懇談会の会議に出席し、意見を述べるることができる。

#### (庶務)

第8条 懇談会の庶務は、倉吉市総務部企画課において処理する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成 24 年3月 31 日までとする。

3 この要綱の施行後、最初に開催される懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成 23 年3月 31 日倉吉市長決裁)

この要綱は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則(平成 30 年4月1日倉吉市企画産業部長決裁)

この要綱は、平成 30 年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日倉吉市総務部長決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

(順不同・敬称略)

所属名	職名	氏名	備考
学校法人藤田学院 鳥取看護大学・鳥取短期大学	理事長	山田 修平	会長
倉吉商工会議所	女性理事	大江 稚乃	
公益社団法人鳥取県中部医師会	事務局長	門田 良子	
鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部	役員	原田 陽子	
倉吉市保育園長会		青木 和佳	
倉吉市学校教育審議会		山下 千之 河村 壮一郎	~R6.6 R6.7~
倉吉市体育協会	会長	小椋 勝美	
一般社団法人鳥取中部観光推進機構	理事	沖田 雅浩	~R6.10
鳥取県中部地域公共交通協議会	委員	徳丸 孝信	
鳥取中央農業協同組合		中林 順子	
NPO法人養生の郷		牧野 美穂子	
リアルマック	代表	福井 恒美	
一般社団法人鳥取県ケーブルテレビ協議会		中嶋 信行	
倉吉市		藤井 忠篤	
三朝町		山根 猛昭	
湯梨浜町		前田 徳雄	
琴浦町		山田 繭子	
北栄町		坂本 三都	

(任期:令和6年5月10日~令和8年3月31日)

## 第4次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

発行年月：令和7年3月

発行：倉吉市

編集：倉吉市 総務部 企画課

住所：〒682-8611 倉吉市葵町 722 番地

電話：0858-22-8161

FAX：0858-22-8144